

香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル

平成17年11月

香川県健康福祉部

はじめに

わが国では、これから、戦後まもなく生まれた団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になる平成37年までに高齢化の「最後の急な上り坂」の時期を迎えます。高齢者の数は、現在の約2,500万人から約3,500万人にまで増加し、高齢化率も平成17年の19.9%から平成37年には28.7%にまで上昇すると推計されています。

本県においても、高齢化率は平成17年の22.7%から平成37年には30.7%にまで上昇することが予測されており、県民のほぼ3人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えることになります。

高齢者数の増加に伴い、介護認定を受ける高齢者の数も増加しています。本県では、介護保険制度が始まった平成12年4月には、要介護等認定者数が2万2,152人でしたが、平成17年9月には、4万417人となり、82.5%の増加となっています。

こうした中で、手厚い世話を受けている高齢者がいる一方で、家族などからの虐待を受けている高齢者もいます。「高齢者虐待」は人権擁護の観点から重要な社会問題になっています。

そこで、県では、市町や介護サービス従事者などを対象に、虐待の予防を図り、また、虐待が起ってしまった場合でも迅速かつ適切に対応できるよう「高齢者虐待防止・対応マニュアル」を作成しました。

高齢者虐待は、さまざまな難しい問題を内包している場合があり、その解決には困難を伴うものもあると考えられますが、できる限り、虐待を受けている者を支援するとともに、虐待者もその多くの場合さまざまな事情を抱えていることから、虐待者に対する支援も併せて取り組んでいきたいと考えています。

高齢者虐待のない社会を築くために、関係者各位のご協力をお願いするとともに、このマニュアルが取り組みへの第一歩になれば幸いです。

平成17年11月

香川県健康福祉部長 宝田守夫

目 次

本書の特徴	1
第1章 高齢者虐待をご理解いただくために	
1 高齢者虐待の定義と種類	2
2 高齢者虐待の要因	3
3 高齢者虐待の実態	3
第2章 社会から高齢者虐待をなくすために	
1 高齢者虐待をなくすための啓発	7
2 認知症高齢者についての知識の普及	7
3 介護に携わる職員等への研修	8
4 高齢者虐待が起きない地域づくり	9
5 高齢者虐待防止・対応ネットワークづくり	10
第3章 家庭における高齢者虐待への対応	
1 高齢者虐待の早期発見	12
2 高齢者虐待に関する相談窓口	13
3 高齢者虐待事例への介入の考え方	14
4 高齢者虐待への対応方法及び留意点	15
5 「やむを得ない事由による措置」の取り扱い方	18
6 高齢者虐待の関係機関及び関係職員の役割	22
第4章 養介護施設における高齢者虐待への対応	
1 養介護施設における高齢者虐待の種類	25
2 養介護施設で高齢者虐待を発見した場合の対応	25
3 抑制・身体拘束について	30
4 処遇向上会議の開催	31
第5章 高齢者虐待に関する事例	
1 虐待対応事例	33
2 虐待予防事業事例	41
参考資料	
1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律	46
2 高齢者虐待相談窓口一覧	55
3 実態調査関係	60

本書の特徴

本書は、主に市町における高齢者虐待の相談窓口の担当者及び高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護サービス従事者を対象に作成した高齢者虐待防止・対応マニュアルです。虐待を予防するとともに、虐待が起きた場合の対応について、居宅と施設のケースに分けて整理しています。

市町職員や介護サービス従事者が必要とする関係機関の情報を共有化し相互に連携が図れるよう、地域におけるネットワークのあり方や各機関の役割を示しています。

家庭における高齢者虐待により緊急保護が必要となった場合の老人福祉法に基づく市町措置制度について、その必要性の認識や具体的な手続きを示しています。

養介護施設内における高齢者虐待について、虐待者及び被虐待者への対応方法を示しています。

介護保険制度の見直しに伴い、「地域包括支援センター」が平成 18 年度以降市町に設置され、高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業などの拠点となる予定であることから、同センターの果たすべき役割を示しています。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 17 年度の特別国会において成立（平成 18 年 4 月 1 日から施行）したことから、同法の内容も取り入れています。

市町におかれては、より実践的な市町独自のマニュアルの作成とその実施をお願いします。その場合、本書を活用していただけることを期待しています。